J A M 政策NEWS

2015年1月5日 第2015-08号

【発 行】J A M

【発行責任者】宮 本 礼 一

Tel 03-3451-2425

【編

E-Mail: seisaku.seiji@jam-union.jp

集】政策・政治グループ

1月1日以降の出産から

(家族) 出産育児一時金の支給額が変わりました

2015年1月1日以降の出産から、下記のとおり(家族)出産一時金の支給額が変更になりました。

(1) 産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合

2014年12月31日までの出産

① (家族) 出産育児一時金 : 390,000 円

②産科医療補償制度掛金: 30,000円

2015年1月1日以降の出産

① (家族) 出産育児一時金: 404,000 円

②産科医療補償制度掛金: 16,000円

健康保険組合から、①+②の合計額(42万円)が支給されます。①は被保険者が、②は医療機関が受け取ります。

(2) 産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合

2014年12月31日までの出産

(家族) 出産育児一時金: 390,000 円



2015年1月1日以降の出産

(家族) 出産育児一時金: 404,000 円

【産科医療補償制度】

産科医療補償制度は下記の①~③を目的として2009年に創設された制度です。

- ①お産にかかる医療事故等によって、重度の脳性まひとなった子どもとその家族の経済的負担を速やか に補償すること。
- ②事故原因の分析を行い、将来の同様の事故を防止するための情報提供を行うこと。
- ③「①と②」により紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上をはかること。

2014年11月18日現在、この制度に加盟している病院・診療所・助産所は3,305機関あり、加入機関には、 院内に「産科医療補償制度加入証」が掲示されています。加入する医療機関等で出産の際は、産科医療補償 制度の対象となることが示された「登録証」が医療機関等から交付されます。



今年もよろしくお願いします。